株式交付に関する事前開示書類（変更）

（会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める書面）

2026 年 9 月 30 日

楽天銀行株式会社

2026年9月30日

株式交付に係る事前開示書類（変更）

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長　東林　知隆

楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）は、2026年5月20日付で作成した株式交付計画書に基づき、2026年10月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当行を株式交付親会社、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。

当行が会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に基づき備置いたしました2026年6月9日付「株式交付に係る事前備置書類」（以下「本事前備置書類」といいます。）の開示事項に変更が生じましたので、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2第7号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。なお、下記の項目番号は、本事前備置書類の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

５．株式交付子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

【変更前】

楽天カードは、2026年9月30日<u>までに</u>、保有する楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）株式の全ての楽天グループへの譲渡（対価の額：<u>1,000億円に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額（剰余金の配当が実施された場合、これを1,000億円から控除した金額に楽天カードが保有する楽天ペイメントの議決権の割合を乗じた金額）</u>）及び楽天カード傘下の楽天カードパートナーズが保有する不動産事業の楽天グループ又はその子会社への移管<u>を予定しております</u>。楽天証券HDにつきましては、該当事項はございません。

【変更後】

楽天カードは、2026 年 9 月 30 日に、保有する楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）株式の全ての楽天グループへの譲渡（対価の額：80,973,433,115 円）及び楽天カード傘下の楽天カードパートナーズが保有する不動産事業の楽天グループ又はその子会社への移管（対価の額：36,399,862,084 円）をいたしました。楽天証券 HD につきましては、該当事項はございません。

以上